

【電子帳簿保存法改正に係る制度対応セミナー】

受講料無料

定員:各日30名

『電子帳簿保存法の概要と その対応について』

電子帳簿保存法は、平成10年7月に施行された法律です。その後、時代の流れに応じて複数回の改正が行われ、直近では令和4年にも改正されています。

本セミナーは、改正された電子帳簿保存法をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応についてセミナー終了後、実践いただく事が出来る内容となっています。

■日時:令和5年9月14日(木)
令和5年9月25日(月)

両日ともに 午後2時～午後4時

※講義の内容は同じです。
ご都合の良い日にご参加ください。

■会場:海津市商工会館

■講師:公認会計士・税理士



木村 太哉 氏



『電子帳簿保存法』とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

海津市商工会 行
FAX 0584-53-3023

申込締切日:9月4日迄

(但し、定員になり次第締切)

受講希望日 9月14日(木)・9月25日(月) 受講を希望される日に○印を付けてください。

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		E-Mail	

質問事項等記入欄

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

海津市商工会

〒503-0654 岐阜県海津市海津町高須563-1

TEL:0584-53-2111 FAX:0584-53-3023

主催:岐阜県商工会連合会、岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催:海津市商工会

(この事業は事業環境変化対応型支援事業として開催します)

